

令和7年度第2回岡崎市障がい者自立支援協議会会議録

- 【日時】 令和7年7月22日（火）午後1時30分～午後3時30分
- 【場所】 岡崎市友愛の家 多目的室
- 【出席委員】 加賀時男、杉山直人、青木裕美、杉田雅博、山本光俊、斎藤登、塩沢美穂子
安井隆光、杉浦真理子、清水敦子、中根康浩、荻野義昭、壁谷幸昌、守本健児
杉木陽介、山本真栄美、野本薫
- 【欠席委員】 樋田宣行、高橋順子、小林奈都
- 【出席者】 地域アドバイザー 高橋美絵
- 【事務局】 障がい福祉課 課長 高橋広、副課長 平松雅規
審査給付係長 梶葉信敬、施策係係長 内田直幸、主査 井上崇也、白井麻友
主事 高桑未紗樹
健康増進課こころの健康推進係 係長 遠山映里
障がい者基幹相談支援センター 大木基史、鳥居信子、水田結美
- 【議題】 (1) 日中サービス支援型共同生活援助の事業報告について **非公開**
(2) 令和6年度基幹相談支援センター及び障がい者相談支援事業所の実績報告
(3) 障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に係るアンケート実施について
(4) その他
・個別支援専門部会における個別事例及び地域課題検討部会の開催について
・友愛の家条例の改正及び貸館使用料の変更について
・障がい者コミュニケーション条例講演会について

議事等（要約）

1 開会

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

- ・開催の挨拶
- ・議題1 非公開告知と協議会における守秘義務の周知

○加賀会長

- ・委員出席の確認
委員3名欠席、過半数の出席を満たすため会議の成立を報告
- ・議事録署名委員の選任
山本（光）委員、中根委員

【非公開】

○加賀会長

議題1 「日中サービス支援型共同生活援助の事業報告について」
本議題について事務局に司会進行を一任

(概要)

- ・事業報告について説明（日中サービス支援型共同生活援助の説明と評価方法等）
- ・事業者挨拶 株式会社ビオネスト、株式会社 INNOVEL HEALTHCARE
- ・事業報告 株式会社 INNOVEL HEALTHCARE
 - ①グループホームイノベル美合
 - ②グループホームイノベル井田
 - ③グループホームイノベル昭和
- ・報告に係る質疑応答、委員へ助言及び評価を案内

【公開】

○加賀会長

議題2「令和6年度基幹相談支援センター及び障がい者相談支援事業所の実績報告」について事務局（基幹相談支援センター及び市）から説明

○事務局（基幹相談支援センター 大木）※主に資料に沿って説明

- ・地域の相談支援事業への相談のフォロー、自立支援協議会の運営等を中心に活動した。
- ・岡崎市障がい者コミュニケーション条例制定に伴い、講演会を市と実施し、交流会の場を設ける等、障がい者理解の普及啓発に務めた。
- ・相談について、困難事例への対応が、年間延べ2074件と、昨年の1995件から微増している。
- ・地域の相談支援事業所への訪問は12回で、困難ケースに対し共同で対応している。
- ・県主催の相談支援従事者研修への協力として、講師として現任研修3日間、主任研修に2日間派遣をさせていただいた。
- ・地域移行や地域定着の促進については、地域移行支援専門部会にて周知啓発のパンフレット作成を行った。また精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた検討会に参加。
- ・権利擁護の虐待防止について、虐待案件の対応は年間364件で昨年に比べ大幅増であった。
- ・事業者向け権利擁護研修は3回実施し、その他市の出前講座やケアマネ交流会等にも参加をしている。
- ・相談支援事業所に対し、通年で継続的に関わり、OJTスーパービジョン等の手法を活用し、相談支援専門員のスキルアップを図っている。

<質疑応答>

○野本委員

資料からいろいろな数値は見えますが、事業がうまくいったか否かについて、はっきりとわからない。もしできるのであれば、全体の活動について当初の計画に対し、どういう部分がうまく対応できた、または、どういう部分が課題として残った、というような所感をまとめ加えていただけるようお願いしたいと思います。

○事務局（基幹相談支援センター 大木）

総括の部分で記載はさせていただいているものの、課題についてはきちんと明示して皆様にご検討とご助言をいただけるよう、次年度から気を付けたいと思います。

○事務局（障がい福祉課主事 高桑）※主に資料に沿って説明

- ・委託の相談支援事業所実績報告について、相談対応は令和5年度の3635件に対し、令和6年度は3681件と微増している。支援方法としてはメールや関係機関との連絡調整によるものが増えている。
- ・支援内容では他の支援に比べ、就労に係る支援が昨年比で17.3%増と上がり幅が大きかった。
- ・相談支援事業では、多岐にわたる相談が寄せられ対応に苦慮する場面も多いという声も事業所から伺っている。すべての課題を即時解決することは難しいが、基幹相談支援センターとの毎月の調整会議や委託相談支援事業所が集まる委託会議で引き続き今後の相談支援体制に係る検討をしていきたいと考えている。

○守本委員

（資料の内容について）相談実績の中で、身体・精神・知的の3つに分けて整理されていますが、聴覚障がいについても項目を追加していただけるとありがたいと思います。

○事務局（障がい福祉課主事 高桑）

相談支援事業所に毎月事業実績の報告をご提出いただいている中で、3つの項目以外に様々な障がいに対応する小項目までの報告を依頼するのは、事業所の負担が大きいと考えています。もし聴覚障がいについての実績が必要な場合には、メール等で個別にご依頼いただき、年間分は難しいかもしれませんが、数月分の実績をお答えする等対応が可能かと思えます。

○安井委員

相談支援の方々には日頃よりたくさんの御対応をいただいていることを承知しています。その中で、市の方針を確認したいと思いますが、実績報告の中で、支援側の数が増えていない中、相談件数は増加をしており、1件にかかるマンパワーが不足してきていると事業所からのコメントが見られます。岡崎市は児童のセルフプラン率が2.2%とかなり低く、比較して一宮市では50%程度あるとも聞いています。セルフプランを無くしていくという国等の方針には逆行してしまっていますが、本当に必要な方に対して相談支援で計画を綿密に練られるように、ご自身でプランを立てられる方にはセルフプランを推奨する等の対応はどうでしょうか。すべて相談支援に任せて相談員が苦しくなり、計画の質が低下するのであれば、そういうやり方もあるのではないかと。ただし国や市の方針としてセルフプランをゼロに持っていくのであれば、相談員が増えるような施策や、委託の金額を増やして相談員を雇いやすくする等の対応も必要なのではないかと考えています。方策等があればお伺いしたいと思います。

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

本市においても非常に悩ましい問題だと考えています。委託の相談支援事業所については令和5年度から2事業所増やし、令和6年度には2名分相談員の増員を行っています。予算が厳しい中この2つの予算を通していただき相談支援を強化している状況です。ただし、これは委託相談の話であって、連動する計画相談については委託相談の人員と兼務という形も多く、マンパワー増には繋がっていないという現状もあります。

また、令和6年度から初回の計画相談に関して、1件につき3000円のインセンティブを付けさせていただきますが、どれも市の方針としてセルフプランを下げるために施策を打ち出してい

るという状況です。これらについては直近で体制を整えているため、今後どのように実績に反映されるかを見定めつつ、委託の相談支援事業所については毎年度のヒアリングを行っているので現状の把握に努めて、市の方針や施策について検討していきたいと考えています。

○事務局（障がい福祉課長 高橋）

セルフプランについて、確かにご本人がちゃんとプランを作成できるならばよい、計画相談の事業所に負担がかからなくてよい、という考えもありますが、その方のサービスの内容がきちんとその方に合っているかどうかについては、計画相談の専門的な相談員によって見極めていただく必要があります。県下でもセルフプランを下げるという方針にあります。岡崎市において、特に児童のセルフプラン率は2～3%と低くなっていますが各市町によって様々な傾向があると思います。

最近だと、監査指導等により、利用者が事業所を変えないといけないということがあった際、相談支援事業所がついていれば、その方に合った次の事業所等のご相談ができる場合もありますが、セルフプランですとご自分で探していただく必要もあります。障がいをお持ちの方になるべく相談支援事業所がついて、自立に繋げていただけるよう、市としても支援をしていきたいと考えています。

○中根委員

安井委員のご指摘はこの障がい福祉分野の中でも難しい部分だったと思います。委託で相談支援事業所を増やしていただいたのは感謝しております。ですが、ここで回答して終わりではなく、今後も継続的にこの課題について、検討や協議をしていただいて、例えば次年度予算編成がもうすぐ始まると思いますので、こういった予算要求をして相談支援事業を充実させ増やしていくか、期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

○地域アドバイザー 高橋様

相談支援事業についてご発言がありましたのでコメントさせていただきます。

相談員が少ないというのは県下どこの地域でもそうできて、セルフプラン率が高い地域もあります。岡崎市だと大人が20%、こどもが2%程で、特にお子さんには必ず相談支援を付けるよう、市からも指示があり対応しています。しかし岡崎市は事業所数が多く、特に就労の事業所も多く、利用者数と相談員の数がアンバランスだと思います。就労の事業所からも「相談をつけないと利用できない」と言われるところもあり、本当に必要なかと思うところもありながら、事務に追われている、という部分もあります。生活相談については、事業所の職員や管理者等近くにおられる方に皆さん相談されますので、なかなか相談員のほうに直接相談が入りづらいという部分もあり、調整しながら皆で関わっていったらいいとも思っていますが、そういった部分も課題と捉えております。

○杉木委員

少し観点の違うお話になりますが、今回のご報告の中で、障がい種別を見ていくとやはり精神と知的の方の相談支援が多く、全体の7割ほどです。一方、支援方法の半分以上が電話やFAXとなっており、その方法で例えば精神や知的の方の相談支援なんかはどこまでできるだろう、と思いました。支援の中で病状の理解や健康、医療面、また精神的な不安の問題等そういった部分を、例えば

SNSを活用したりはできないだろうかと考えました。より連絡をとりやすいSNS対応が未整備の事業所もありますので、有効な活用等を今後考えていただければと思います。

◆議題2終了

○加賀会長

議題3「障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に係るアンケート実施」について

事務局（市）から説明

○事務局（障がい福祉課主査 白井）

- ・第6次岡崎市障害者基本計画・第8期岡崎市障害福祉計画及び、第4期岡崎市障がい児福祉計画の策定に向けて、今年度実施するアンケート調査の実施案に係る報告。本計画においては、令和5年度に第5次基本計画の中間見直しと、第7期障害福祉計画及び第4期障がい児福祉計画の策定を行ったが、基本計画は6ヵ年、福祉計画は3ヵ年での策定を行っている。
- ・令和7年度は策定の前年度のため、策定のための基礎資料を収集、作成するべく、アンケート調査を実施する。今回のアンケート調査は、従前のアンケートに基づいて、市民のニーズや、障がい福祉サービスに係る様々な課題や支援のあり方について把握したいと考えている。
- ・調査の方法は、市内事業所、また手帳や受給者証をお持ちの障がい者、障がい児、その他市民等にアンケートとり、内容については従来の計画の内容と比較するために、前計画の策定前アンケートの内容を踏襲しながら、現在の障がい福祉を取り巻く環境を考慮して決定し実施する。
- ・アンケート調査を実施しつつ、その進捗や結果について、自立支援協議会等でご報告させていただければと考えている。

<質疑応答>

○杉木委員

計画策定の報告等を度々受けていますが、内容について、グラフや文字化されたデータだけでなく、皆さんから帰ってきた自由意見みたいなものを全部出していただいて、それに対してまとめたコメントのようなものがあると分かりやすいと思うのでよろしくお願いいたします。

○事務局（障がい福祉課主査 白井）

前回の令和4年に行ったアンケート時の報告にて、各項目の最後にアンケートをご提出いただいた方からの自由意見を記載させていただいております。今回も同じく自由意見についても結果報告をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◆議題3終了

○加賀会長

その他「個別支援専門部会における個別事例及び地域課題検討部会の開催について」

事務局（市）から説明

○事務局（障がい福祉課主査 白井）

- ・個別支援専門部会において、相談支援事業所連絡会の皆様にご協力をいただき、地域課題について考えるとともに、事例などを共有し、話し合うための検討会を開催する。
- ・検討部会への参加者：個別支援専門部会委員、相談支援事業所連絡会に参加の事業所、基幹相談支援センター等
- ・7月30日が初めての開催。今後各部会、あるいはこの協議会にて、支援の場から見た地域課題の共有等を行うことができると考えている。また、地域課題として検討部会内で協議会に報告したい事例があった場合に、各専門部会での事務局会議や部会そのものに参加して、その内容をご報告させていただくことがあるため、その際にはご協力をお願いしたい。

○加賀会長

その他「友愛の家条例の改正及び貸館使用料の変更について」
事務局（市）から説明

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

- ・岡崎市では、施設利用者と公費負担の適正化を推進するため、令和3年10月から財政課より公の施設の使用料の見直しに関する方針が示され、令和8年度を目標として、改正の準備を進めている。
- ・財政課から示された算定シートをもとに、人件費、維持管理費、面積等現在の負担割合を当てはめ改定率を計算した。その結果、友愛の家に関しては障がいのある方々や、その関係者の方々にご利用いただく施設となり、急激な変更は抑制したいという考えがある上で、財政当局が指定管理者とも協議を行い、改定率を1.35倍とさせていただいた。
- ・現在の料金に当てはめると、例えば、第1活動室の午前9時～12時、1060円が1430円になる。利用料の値上げというのを喜ぶ方はいないということは承知しているが、友愛の家に関しては、平成30年から現在の建物を設置し運営を開始して以来、改定を行っていないため、この間の人件費を含む、物価等の高騰等を鑑み、一定の変更はやむを得ないと考えている。
- ・また友愛の家の条例には使用料の減免というのが規定されており、講座などで使用する場合や、連合会や構成団体が使用する場合は無料、障がいの特性がある方やそのご家族、障がい福祉サービスの事業所などが利用する場合は半減となる。令和6年度使用した件数が1552件のうち、1430件は減免の対象となっていた。
- ・以上から実際に減免ではない金額をお支払いいただいたのは122件のみということになり、減免の件数が92.1%となっている。ほとんどの方は減免となっており、使用料を支払って使っていただく方はある程度少数の方になるというふうに考えている。
- ・岡崎市友愛の家条例に規定されており、改正が必要となるため、今年9月の定例議会において、議案とし、実際の変更は来年4月となる予定。

○加賀会長

その他「障がい者コミュニケーション条例講演会について」
事務局（市）から説明

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

- ・昨年4月に障がい者コミュニケーション条例を施行し、より多くの方に条例の趣旨をご理解いただくため、主に一般市民の方々を対象とした講演会を開催させていただいている。
- ・昨年度は岡崎の難聴中途失聴者の会の羽田野様、地域アドバイザーの高橋様にご講演をお願いした。今年度は視覚障がいをお持ちの岡崎盲学校の鎌田正義先生にご講演をいただくことが決定した。鎌田先生ご自身も全盲の障がいがあり、長年、盲学校で教員として教育に携わっている。講演会のタイトルが「みんなが幸せになれる一言！！」という形で、障がいに関わる講演会であっても、明るく前向きな講演にしたいという意向を伺っている。
- ・講演会の終了後には、第二部として、基幹相談支援センター様の主催により障がいの特性ごとのブース別交流会を開催したいと考えている。
- ・広報はホームページと、間もなく配付させていただく市政だより8月号で周知の予定。
- ・委員の皆様もご都合がつくようでしたらぜひご参加いただきたい。

◆その他終了

○加賀会長

- ・議題終了
- ・守本委員からお知らせ

○守本委員

- ・手話に関する施策の推進に関する法律について、今まで「手話は言語である」ということを法律的に認めて欲しい」という活動を、10年以上進めて参りました。その結果、今年の6月25日、手話施策推進法がスタートした。
- ・残念なのは、手話施策推進法というのは、私たちが求めていた「手話言語」法とは少し違うもので、「手話言語」という言葉を入れるための運動は今後も続けるものの、岡崎市障がい者基本計画、都道府県障害者計画及び他市町村障害者計画に関して、日本ろうあ連盟としては、2028年の国の障害者福祉計画の方に、内容を記載いただけるようにしたい。
- ・上記動きに合わせ、岡崎市も、障がい者福祉計画の中に、今回の法律に基づいた内容を記載いただきたいと思う。岡崎市は既に手話言語条例もあるため。今回の法律と合わせて動いていただきたい。

○加賀会長

- ・全ての議題及び報告事項等を終了

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

- ・閉会の挨拶
- 次回開催予定日：10月21日（火）